

学校法人東京工芸大学役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京工芸大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 専任の役員とは、教育職員又は事務職員の身分を有せず役員（理事又は監事）の職務を専らとする者をいう。
- (3) 学内理事とは、教育職員又は事務職員の身分を有する理事の者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、前2号以外の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教育職員給与規程及び事務職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 専任の役員 報酬、賞与、役員退職金
- (2) 学内理事及び非常勤の役員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 専任の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は1,900万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 学内理事及び非常勤の役員に対する報酬の額は月額5万円とする。

(役員退職金の額の算定方法)

第5条 専任の役員の役員退職金は別表1に定める算式により算出される額とする。

- 2 専任の役員が死亡したときの役員退職金は、これをその遺族に支給する。
- 3 専任の役員が、寄附行為第11条第1項（第2号を除く）の規定により解任されたときは、役員退職金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 専任の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支給することができる。)

(2) 賞与 毎年7月、12月及び3月

(3) 役員退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1月以内

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める役員・評議員出張旅費支給内規に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(在任期間の端数に対する報酬等の計算)

第8条 専任の役員に支給する報酬等は、在任期間に1月未満の端数がある場合には、15日以上の端数は、これを1月に切り上げ、15日未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日より施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人東京工芸大学役員報酬規程及び学校法人東京工芸大学役員退職金支給規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日より施行する。

別表1 (専任の役員の役員退職金算定式)

役職名	報酬額
理事長	基本月額×0.125×在任月数
専務理事	基本月額×0.108×在任月数
その他の専任の役員	基本月額×0.09 ×在任月数

※基本月額とは、理事会で決定した月額をいう。